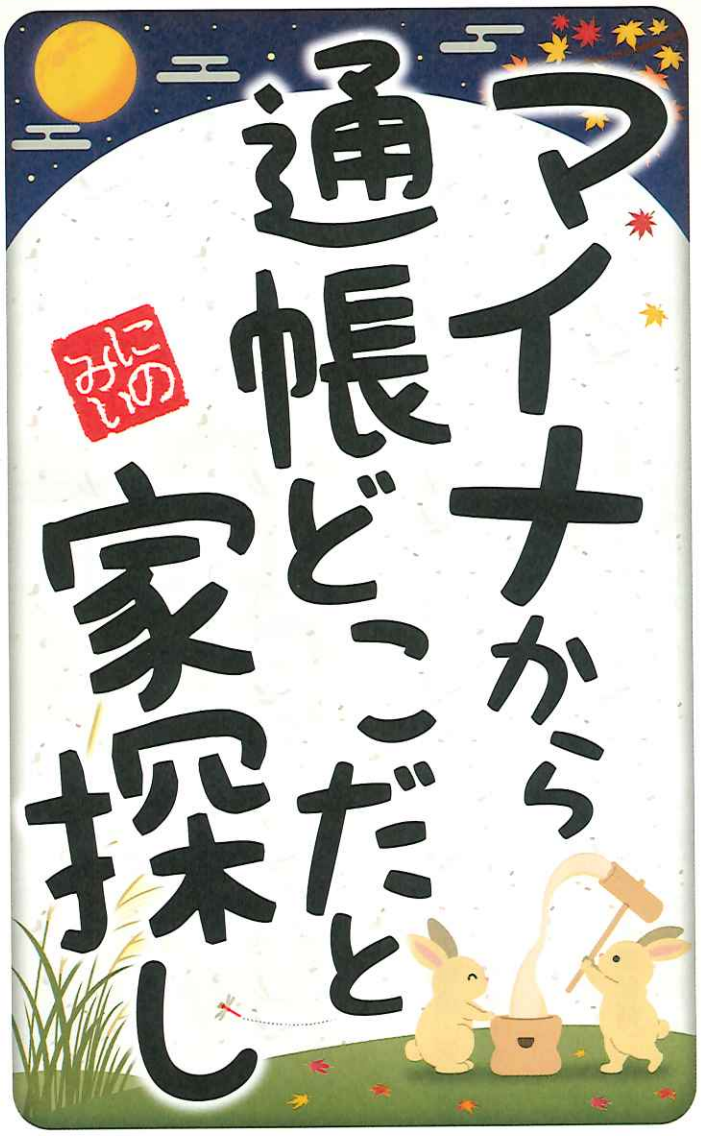
相続手続支援センター®静岡
お問合せはフリーダイヤル 0120-39-7840（サンキュー 悩み支援）
かわら版《第50号》
終活くらぶ
2026 10/1号
次号は1/1発行
発行者：相続手続支援センター 静岡
発行日：2026年 10月 1日
〒410-0022 沼津市大岡984-1
TEL. 0120-39-7840
H.P. http://www.souzoku-shizuoka.jp/

# 特集！ どこの銀行に預金があるのかわからなくても、まとめて口座の確認ができる便利な制度をご紹介！

## 「銀行口座が見つからない！」を防ぐ 相続に役立つマイナンバー新制度




### 家族が相続で困らないための「預貯金口座付番制度」

令和7年4月から、銀行や信用金庫などの金融機関で、ご自身のマイナンバーを預貯金口座に届け出ることができるようになりました。これは**「預貯金口座付番制度」**と呼ばれる制度で、希望する方だけが利用できる任意の制度です。金融機関に口座情報とマイナンバーを登録しておくことで、万一の災害や相続の際に役立つ制度です。

### マイナンバーカードに銀行口座の届け出って大丈夫？

「マイナンバーを届け出る」と聞くと不安に感じる方もいらっしゃいますが、預金残高や取引内容を国が自由に見るためではありません。「預金残高をいつでも見られる」と思われがちですが、登録されるのは**「どこの銀行に口座があるか」**という情報です。

### 相続で一番役立つのは「口座探し」が簡単になること

相続の相談で多いのが、「どこの銀行に預金があったのかわからない」というケースです。

今までは、通帳を探したり、自宅に届く郵便物を確認したり、思い当たる銀行へ一つひとつ問い合わせるしかありませんでした。ネット銀行を利用している場合は、通帳がなく、ご家族がその存在に気づかないこともあります。

### 残されたご家族が困らないように生前の準備が何よりも大切です

どれだけ便利になっても、一番大切なのは「家族へ伝えておくこと」です。利用している金融機関や証券会社、ネット銀行、生命保険などは、エンディングノートや財産目録にまとめておきましょう。

ご家族が安心して相続手続きを進められるよう、生前から準備しておくことが何よりの相続対策です。

## 「相続時照会」はどのように利用するの？

**お父様がお亡くなりになった場合**

1. お父様が生前に金融機関へマイナンバーを届け出ている
2. 相続人が銀行などの窓口で「相続時照会」を申し込む
3. 必要書類（本人確認書類や相続人だとわかる戸籍など）を提出する
4. 「どこの金融機関に口座があるか」という結果が預金保険機構から相続時照会結果通知書として郵送される

Point 複数の金融機関へ問い合わせる手間が少なくなり、財産の見落としを防ぐ助けになります。

### 知っておきたい注意点

- 本人が生前に金融機関へマイナンバーを届け出ていることが前提です。届け出ていない金融機関は記載されません。
- 「相続時照会」で分かるのは「どこの金融機関に口座があるか」という情報です。預金残高や取引明細は通知されません。
- 費用は1回（1件）の申請につき5,060円（税込）、支払いは手続き時（お申し込み時）に金融機関へ。調査の結果「該当なし」となった場合や、受付後の取り消しでも返金はありません。
- 預金の払戻しや名義変更には、戸籍謄本や遺産分割協議書など、これまでどおり相続手続きが必要です。
- 一部の金融機関は制度の対象外となる場合があります。
- 証券会社や生命保険、ネット証券、暗号資産（仮想通貨）などは、この制度だけでは確認できないため、個別の手続きが必要になります。

この制度を利用し、亡くなった方が**生前に金融機関へマイナンバーを届け出ていれば**、相続人は**一つの金融機関の窓口**で**「相続時照会」**を申し込むことで、**付番された口座がある金融機関をまとめて確認**できるのです（一部対象外の金融機関を除きます）。※上図参照

### 「預貯金口座付番制度」の登録について

金融機関又はマイナポータルから、
付番を希望する金融機関へ
マイナンバーを届け出ることで行うことができます。
一部手続きの対象外となる金融機関を除き、
預金保険機構を経由して一度に複数の金融機関へ
マイナンバーを届け出ることもできます。

## しずちゃん

作・にのみい　絵・アルミ




**口座探しの手間を大幅に省くためには、本人による生前の届け出が大前提!!**

災害や相続に役立つ制度も、生前に届け出をしておかなければ活用できません！元気なうちの準備が一番大切です。

Point!

配信！ 個性豊かなスタッフが、短時間でわかりやすくお伝えする
**「知って得する！相続ワンポイント動画」**
月2回お届け♪
◆登録は公式LINEアカウントへ！
友だち追加でこんな情報も届きます
スマホで読める「相続お役立ちコラム」
相続相談室「ラジオ・バックナンバー」配信
ご自宅で視聴、スマホでOK！

かわら版《第50号》
# 終活くらぶ
発行者：相続手続支援センター 静岡
発行日：2026年 10月 1日

## 連続そうぞく小説



著：やすこ［第5回 第2話］

### 相続あるある！ 事実は小説より奇なり！

姉の相続で戸惑っている私は専門の税理士さんにお任せすることにしました。

一番の問題は自宅に置いてあった現金6000万円です。義兄の相続手続きが済んでいないので、これが義兄の財産か、姉の財産かで申告内容が変わってくるのです。

預金ならば通帳等で誰の名義かわかりますが、現金はわかりません。姉夫婦がなぜ現金で置いてあったのか今となっては解明しようもありません。さらに、義兄のひとり息子は、遺留分請求をすると言っています。そうなると予想はしていましたが、致し方ないことです。そこでも、現金が誰のものかで変わってきます。

後日、税理士さんの説明によると自宅の6000万円は夫婦共有財産ということで半分ずつで申告となりました。そのうえで義兄の財産を洗い出し、遺留分を息子さんに支払いました。姉の財産も私たち兄弟で等分することでまとまり、無事申告を済ませたのです。

私は姉たちのような財産はないので考えたこともありませんでした。あればあったで面倒なものだな、という感想でした。この複雑な経験をしたことで、自分は面倒なことはない、と一瞬思いましたが、とんでもありません。私には配偶者も子どももいません。決して若くもない。自分亡きあと、多少なりとも、私の財産はどうなるのか？と疑問が浮かびました。

誰かに迷惑をかけないために、元気なうちに考えておかねばならない、と思ったのです。姉のことがなければ、考えもしなかったでしょう。近いうちにお世話になった税理士さんに会いに行こうと考えています。

**誰かに迷惑をかけないよう**
**今のうちに動こうと思っています。**

［完］

《終活セミナーレポート》



## 遺産分割で陥りやすい落とし穴
# 「その分け方、大丈夫？」セミナーを開催！



セミナー報告：高木理佐

令和8年6月19日、プラサヴェルデにて、セミナーを開催しました。

毎回好評の木村光希が講師で、定員50名のところ、約70名の方にお申込みいただきました。

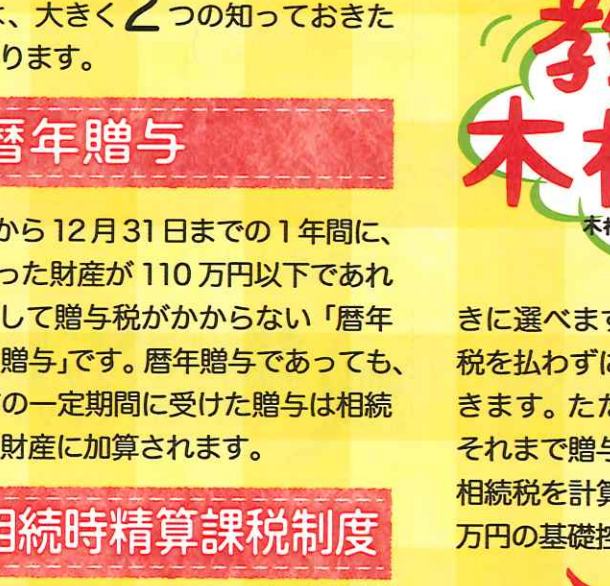
遺産分割協議について、相続人は誰になるのか、相続財産の種類、遺産の分け方など、専門的な内容や身近な事例を交えながら丁寧にお話ししました。

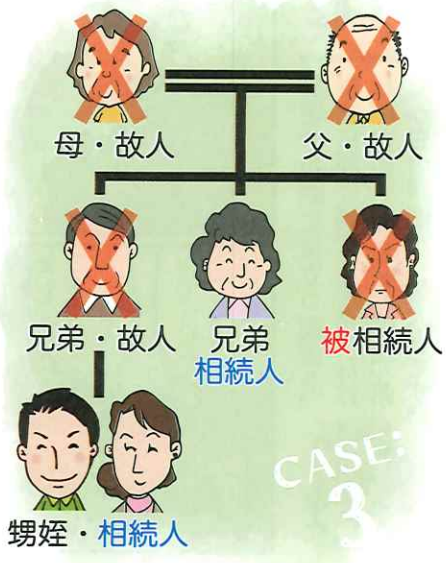
遺産分割協議とは、被相続人の財産を誰が何をどのぐらい引き継ぐか、相続人全員で決めることです。そのために、亡くなった方の出生から死亡までの戸籍謄本を取得する必要があります。前妻・前夫との子や養子、認知した子なども相続人になります。※右図参照

相続財産は、不動産、金融資産、自動車、金やゴルフ会員権のほか、住宅ローン、未払いの税金・医療費のマイナスの財産も含まれます。

遺産の分け方には、「現物分割」「換価分割」「代償分割」「共有分割」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。








## 今すぐできる備えから！

生前から財産や借金を把握し、必要に応じて遺言を作成する。時間を作り家族で話をしておくことが重要です。相続は、元気なうちに少しずつ準備を始めることが、大切なご家族への思いやりです。

「遺産分割の流れがよく分かった」「家族と一度話し合ってみようと思った」といった嬉しいご感想をいただきました。

継続してセミナーを開催してまいります。皆様のご参加を心より楽しみにしております。

## ●知っておいて損はなし！ そんな役立ち情報をご紹介



## 贈与について ～生きているうちに大切な人へ財産を贈ること～

### 教えて、木村先生！
木村光希のちょっと役立つ豆コラム Vol.18

贈与には、大きく2つの知っておきたいことがあります。

**POINT:1 暦年贈与**

1月1日から12月31日までの1年間に、1人がもらった財産が110万円以下であれば、原則として贈与税がかからない「暦年（れきねん）贈与」です。暦年贈与であっても、相続開始前の一定期間に受けた贈与は相続税の対象の財産に加算されます。

**POINT:2 相続時精算課税制度**

「相続時精算課税（そうぞくじせいさんかぜい）制度」です。「今のうちに財産を渡して、税金は相続のときにまとめて計算します。相続と名の付く通り、60 歳以上の親・祖父母が、18 歳以上の子・孫へ贈与するときに選べます。合計 2,500 万円まで贈与税を払わずにまとめて財産を渡すことができます。ただし、相続が発生したときに、それまで贈与した財産を相続財産に加えて相続税を計算します。法改正により年 110 万円の基礎控除ができました。

**注意点**

申告をしないと、相続時精算課税制度は適用されません。また、相続時精算課税制度を一度選択すると、その後は同じ贈与者について暦年課税へ戻すことはできません。渡す相手やご自身の今後の生活設計に合わせた方法を選びましょう。

贈与は、「あげます」「もらいます」という双方の合意があって成立します。後からそれが証明できるよう、贈与契約書を作成し、銀行振込で通帳に記録を残しましょう。

相続手続・遺言
生前贈与・保険
不動産の名義変更
等のお悩みに…

相続手続支援センター® 静岡
「無料相談」ご予約受付中！
サンキュー 悩み支援
0120-39-7840
携帯・PHS OK
〒410-0022 沼津市大岡 984-1 株式会社イワサキ経営 本社内



◆定期購読をご希望の方はご連絡ください。